

《一般社団法人国際治療協会 会則》

第1章 総 則

第1条(名称)

当会は、一般社団法人国際治療協会と称する。当会の英文名は International Association of Chiryou (略称 I A C) とする。

第2条(目的)

VIM療法を中心としたマツエセラピー (Matsue Therapy) を基本とする、治療家の育成技術提供・普及による日本全体の治療技術の向上とマツエセラピーの世界への定着。

1. マツエセラピーの啓蒙活動。
2. マツエセラピーの社会的認知に向けた広報活動。
3. 国内外の医療機関との連携による、代替医療における地位確立。
4. 会員の資質向上のためのセミナー開催。
5. 会員の相互扶助と業務支援に関する事業。
6. 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業。

第3条(主たる事務所の所在地)

当会は、主たる事務所を〒660-0807 兵庫県尼崎市長洲西通 1-3-26 に置く

第4条(理念)

日本と世界に生きる人々の健康と幸せを願い、その治療と予防に関わる人達を同志とし、知識・技術・理念を共有し、新たな治療の未来を拓く。

第2章 正会員

第5条(会員の種類と資格)

当会は4種類のメンバー制度と4種類のライセンス制度を設ける。

(1) Certification Member

各ライセンスを有し、有資格者(個人資格)として活動・広報が可能なメンバー。

※国際治療協会認定メンバーとして個人で治療・施術することができる。

※資格を証明する認定証またはそれに準ずるものを発行される。

※公式WEBサイトにて混入メンバーとして紹介される。(個人名 ※SNSリンクも可)

〈ライセンス区分〉

#1 Bronze Master (ブロンズライセンス)

#2 Silver Master (シルバーライセンス)

#3 Gold Master (ゴールドマスター)

#4 Silver Master (プラチナライセンス)

〈セミナー費用〉

#1 Bronze Master Course Seminar

一般 30万円 (税別)

会員 18万円 (税別)

※セミナー受講前に会員仮登録によって会員価格適応。

セミナー修了者には、Bronze Master Course Seminar 修了証を授与。

さらに協会会員には、Bronze Master 登録証を授与

#2 Silver Master Seminar

#2:1 Silver Master Junior

一般 40万円 (税別)

会員 24万円 (税別)

セミナー修了者には、Silver Master Junior Course Seminar 修了証を授与

#2:2 Silver Master Senior

一般 50万円 (税別)

会員 30万円 (税別)

セミナー修了者には、Silver Master Senior Course Seminar 修了証を授与。

協会会員には Silver Master 登録証を授与。

#2:2 は、協会の推薦者のみが受講可能

#3 Gold Master Seminar

一般 160万円 (税別)

会員 96万円 (税別)

セミナー修了者には、Gold Master Course Seminar 修了証を授与

さらに協会会員には Gold Master 登録証を授与

#3 は、協会の推薦者のみが受講可能

#4 Platinum master (プラチナライセンス)

Grand Master による任命制

(2) Instructor Certification Member

Certification member の中で、更にライセンスセミナーを開催できるメンバー。

※自らライセンスセミナー・研修を主催することができる。研修による収益を得ることができる。

※資格を証明する認定証またはそれに準ずるものが発行される。

※公式WEBサイトにて、公認インストラクターとして紹介される (個人名 ※SNSリンクの可)。

※当協会に公式セミナーにインストラクターとして参加することができる。

〈ライセンス区分〉

#1 Bronze Instructor (ブロンズインストラクター)

- #2 Silver Instructor (シルバーインストラクター)
- #3 Gold Instructor (ゴールドインストラクター)
- #4 Silver Instructor (プラチナインストラクター)

(3) Corporate Member

- 国際治療協会推薦施設（認定院）として登録ができるメンバー。
- ※認定院として、看板などを設置することができる。
 - ※資格を証明する認定証またはそれに準ずるものが発行される。
 - ※公式WEBサイトにて、公認院として紹介される（院名※WEBサイトリンクの可）
 - ※登録 Corporate 所属者は、本協会の各講習会を特別価格で受講することができる。
 - ※その他、運営・経営に関するさまざま相談・経営改善などのサポートを受けることができる。

(4) Athlete Special Member

- 国際治療協会として特別サポートをするアスリート。
- ※当協会からコンディショニングその他の有償・無償のサービスを受けることができる。
 - ※その肖像権の取り扱いにおいては、別途定めるものとする。

第6条(入会)

当会に入会するには、次の手続きを経なければならない。

(1) General Member

当協会のホームページ内の登録フォームより必要事項記入により登録とする。

(2) General Member 以外

- ※入会の手続きは、別に定める入会申込書に記入し、当会の事務局に提出するものとする。
- ※入会申請後は、当会の細則および倫理規定に照らして、入会の可否を審査し、結果を本人に通知するものとする。

第8条(入会金及び会費)

会員は、細則に定める方法で入会金および年会費を納付しなければならない。既納付の入会金および年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

第9条(会員名簿)

当会は、会員の種類・氏名・住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第10条(退会)

会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし退会届は1か月以上前に当会の事務局に提出するものとする。前項のほか、会員は次に掲げる事由により退会するものとする。退会する場合には、同時に一般社団法人法上のライセンスも失うものとする。

- (1) 年会費を滞納し、事務局の督促にも関わらず支払わなかった場合。
- (2) 死亡または法人の解散。

第11条(懲罰)

会員が、本定款、細則、倫理規定、自主規制に違反した場合、また当会や会員の名誉を毀損した場合は、常務委員会は、その理由を通知し弁明の機会を与えた後に忠告処分、会員資格停止処分、退会勧告処分を行うことができる。懲罰についての詳細は、細則に定める。

第12条(除名)

会員が、次の各号の一に該当するときは、「一般社団財団法人法」第30条の規定により、除名することができる

- (1) 本定款または内規としての細則に違反した場合。
- (2) 当会の名誉を毀損したとき。
- (3) 当会の目的および事業に違反する行為をしたとき。
- (4) 本定款および細則に定める当会会員の義務に違反したとき。

第13条(地域ブロック)

当会は、全国組織としての運営を円滑に遂行する目的で、地域ブロックを定める。地域ブロックの詳細は、地域ブロック規則にこれを定める。

General Member 以外の会員は、いずれかの地域ブロックに所属しなければならない。その他の会員の所属については、任意とする。

第14条(規約・改定)

上記規約は、理事会の承認をもって変更・修正を行うことができるものとする。

平成 29 年 9 月 26 日制定

平成 29 年 11 月 28 日改訂